

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十三号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 知事、副知事、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する者を除く。）（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者を除く。）をいう。

第二条第一項第六号中「採用された職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同条第二項中「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第二号）」を、「徳島県学校職員給与条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第四号）」を、「徳島県地方警察職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）」を加え、「による」を「（以下「行政職給料表」という。）による」に改める。

第三条第一項中「その」を「当該」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第二項第一号中「ため」を「ための」に、「には」を「には、」に改め、同条第三項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「より、」を「より」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に、「旅費は」を「旅費は、」に改め、同条第四項中「ため」を「ため、」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条第五項中「旅費」を「旅費」に、「以下本条」を「次項」に、「第四条第三項」を「次

条第三項」に、「より、」を「より」に、「あつた」を「ある」に、「うち、」を「うち」に改め、同条第六項中「より、」を「より」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項及び第二項の規定による赴任に係る旅費の支給を受けることができな職員又はその遺族であつて、これらの規定により赴任に係る旅費の支給を受けることができる者との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるものには、この条(第四項を除く。)の規定に準じて、赴任に係る旅費に相当する旅費を支給することができる。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第三十八条を削り、第三十九条を第三十八条とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定(新たに採用された職員が赴任した場合の旅費に係る部分に限る。)は、令和五年十月一日以後に新たに採用された職員の旅費について適用する。